

独立行政法人制度の適用に当たっての問題点(主な例)

資料4

項目	現状	根拠	問題点
①評価制度	○主務省独立行政法人評価委員会による評価 ○総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による評価	通則法第12条 通則法第32条3項	○評価の事務量が膨大 (毎年の法人独自の自己評価・外部評価と併せて、屋上屋の評価となっている。) ○独法一律横並びの評価、効率化の数値目標の達成が主 【政独委評価】
②運営費交付金	○運営費交付金の算定ルール ・一般管理費3%/年の削減 ・業務経費1%/年の削減 ・自己収入1%/年の増 等	通則法第30条 (中期計画に記載)	○法人の特性を勘案しない一律の効率化係数による経費削減 ○収支差補助 →自己収入増が交付金の減となる →自己収入についても、ノルマ増有 ○さらに総人件費改革による交付金の削減(④参照)
③目的積立金	○承認されない →利活用できない	通則法第44条3項 経営努力認定基準 (総務省行政評価局)	○経営努力認定の厳格化 (毎年度、対前年度増かつ新規性が求められる) (運営費交付金による利益は認められない) →国庫納付 ○結果、利益を上げて法人のインセンティブが働かない
④人件費	○職員の削減 ・年1%削減	総人件費改革 (行政改革推進法) (閣議決定)	○外部資金により雇用した職員も総人件費の枠内で適用されている (特例が必要)
⑤(買上)	○国所有美術品等を法人に譲渡できない	通則法・個別法に規定無し	○国の予算で美術品等を買っても、法人に追加出資等ができない。